

津市地域農林水産業基盤創生事業補助金交付要綱

平成 21 年 3 月 31 日訓第 18 号

改正 平成 27 年 9 月 18 日訓第 74 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農林水産業者自らの創意工夫並びに消費者との連携及び協働による多様な取組により、新たな農林水産業ビジネスの創出、地産地消の推進、市民農園の整備及び要活用農地の復元を図り、もって本市における地域農林水産業の一層の振興を図るため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

第 2 条 補助金の名称、目的、交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付限度額及び交付の対象となる者は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限等)

第 3 条 規則第 3 条第 1 項の別に定める期日及び同項第 4 号の市長が必要と認める書類については、別に定める。

(実績の報告)

第 4 条 規則第 12 条の規定による実績報告書（規則第 6 号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までにこれを行わなければならない。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する

附 則（平成 27 年 9 月 18 日訓第 74 号）

この訓は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金の名称	補助金の交付目的	補助事業	交付対象経費	交付限度額	交付の対象となる者
1 新規農林水産業ビジネスチャレンジ支援事業補助金	農林水産業者自らの創意工夫による新たなニーズの創出・ビジネス化に向けた多様な取組を支援	新規農林水産業ビジネスチャレンジ支援事業	試作品の生産、研究経費 新たな機械施設の導入費 調査費・謝金等 その他市長が特に必要と認めた経費	交付対象経費の2分の1に相当する額 (年間50万円を限度額とし、かつ3年間で100万円を限度額とする。)	本市の区域内に住所を有する認定農業者、営農組織、農業法人、林水産業振興の目的で設置された団体等及び市長が適当と認める団体
2 地産地消推進事業補助金	農林水産業者と消費者等が連携及び協働した地産地消を推進する取組を支援	地産地消推進事業	ワークショップの開催経費 直売所の改善・PR経費 調査費・謝金等 その他市長が特に必要と認めた経費	交付対象経費の2分の1に相当する額 (20万円を限度額とする。)	本市の区域内に住所を有する認定農業者、営農組織、農業法人、林水産業振興の目的で設置された団体等及び市長が適当と認める団体
3 市民農園等整備事業補助金	市民が気楽に農業を体験できる市民農園の開設を促進する取組を支援	市民農園等整備事業	ワークショップの開催経費 農園で使用する農具等の購入費 区画の境界及び表示板等の設置費 その他市長が特に必要と認めた経費	交付対象経費の2分の1に相当する額 (10万円を限度額とする。)	本市の区域内に存する農地に市民農園を開設する本市の区域内に住所を有する農業従事者及び市長が適当と認める団体
4 要活用農地復元事業補助金	本市の区域内に存する要活用農地等を優良農地に復元し、担い手等に利用集積する取組を支援	要活用農地復元事業	ワークショップの開催経費 農地の復元に要する経費 作業道・用排水施設等の補修費 その他市長が特に必要と認めた経費	交付対象経費に相当する額(10a当たり5万円を限度とする。)	優良農地に復元を行う本市の区域内に住所を有する農業従事者及び市長が適当と認める団体で、当該農地で営農を行うもの